

平成30年(ネ)第164号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告ら) 早川篤雄 外215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面(10)

—関礼子専門家証人の意見に対する反論—

令和元年11月5日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)

訴訟代理人 弁護士	田 中 清
同	青 木 介
同	小 谷 太 郎
同	川 見 史 博
同	棚 村 友 博
同	田 中 秀 幸
同	青 木 翔 太 郎
訴訟復代理人 弁護士	三 森 健 司
同	堀 口 拓 也
同	森 澄 倫 洋
同	鯉 浩 健

1審被告は、関礼子専門家証人作成に係る意見書（甲A第801号証）及び令和元年9月5日に実施された同人の証人尋問における証言を踏まえて、次とおり主張を準備する。

第1 はじめに（関証人の主張の本旨）

関礼子専門家証人（以下「関証人」という。）は、その意見書及び証人尋問において、1審判決について、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料とを別個に算定せず、両者を合算して慰謝料額を認定することは、保護されるべき権利の縮減をもたらし、故郷剥奪にかかる慰謝料額は低額に抑えられ、故郷がほとんど無価値なものとされた結果、1審原告が訴える最も重大な人権侵害の被害が、慰謝料算定額に反映されなかつたとして、1審判決を批判する。すなわち、それは、1審判決による慰謝料の算定額が低額に過ぎるとの主張を本旨とするものと解される。

しかしながら、1審被告は、本件訴訟外における直接請求手続において、1審原告らに対し、精神的損害（慰謝料）及び財産的損害等（財物損害、家族間移動費用、生命身体的損害、避難諸費用、営業損害、就労不能損害、住居確保損害等）の賠償金を支払っている（争いのない事実）。

したがって、関証人の主張の根底に流れているのは、これら1審被告が賠償をしてきた各種損害賠償金では賄いきれない損害が1審原告らに生じており、それが故郷喪失・変容（関証人の言葉で言えば故郷剥奪）慰謝料だというものである。

第2 1審判決の認定

1審判決は、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料について、次とおり判示する。

「故郷喪失・変容慰謝料につき『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』の有無や程度を判断するに当たっては、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があるし、また、避難慰謝料につき『避難先に

おける著しい生活阻害』の有無や程度を判断するに当たっても、避難前の生活状況と避難後の生活状況を比較する必要があるものと解される。」

「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきである。」

「したがって、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない。」

「原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素（評価根拠事実、あるいは場合によっては評価障害事実）を包括的・総合的に評価して、地域社会の喪失・変容及び避難に伴う生活阻害の有無や程度を判断し、それによる無形の損害及び精神的苦痛についての慰謝料額を認定する限り、被害者の保護に欠けるところはないはずであるから、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額とを別々に認定した上で、それを積算する実際上の必要性もないものというべきである。」

「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』の有無や程度、『避難先における著しい日常生活の阻害』の有無や程度を判断するためには、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複している。したがって、本件訴訟における慰謝料の額を適正に評価するためには、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当であり、両者の

認定方法による慰謝料額は、手法の違いはあれど、理念的には等価であるというべきであるから、このような意味合いで、原告らの上記主張は採用することができない。」

「原告らの生じた被害の実態について、これを故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とに区分してそれぞれの額を積算することのは是非はともかくとしても、原告らが指摘する各要素を分類して考慮することは、その実態を分析し、把握するための視点として有意義である。」

(以上、1審判決書302頁～305頁)

第3 関証人の意見の不合理性

1 権利の内容が曖昧不明確であること

関証人は、「ふるさとの剥奪が意味するのは、人間が当たり前にその土地で暮らす、そういう当たり前の権利を剥奪されているということです。例えば、平穏生活権、幸福追求権、あるいは、平和的生存権、生活権、環境権、家族の権利、人格権、人間の自然権、など、法的に確立されているような権利から、生成途上の権利、あるいは、国際的に非常に重要なのだと提唱されている権利に至るまで、様々な権利が今現在もなお束になって侵害され続けている状況なわけです。」と証言している（関尋問調書5頁）。

しかしながら、上記証言の権利なるものの内容は極めて曖昧不明確であり、果たしてそれが人が生まれながらにして有している基本権の内容を指すものかどうかさえ不明である。あるいは、関証人は、故郷喪失・変容により侵害されている権利をして人が生まれながらに有している普遍的な権利が侵害されていると主張しているものとも解されるが、証人尋問の内容からも伺えるように、「ふるさと」の内容 자체が一義的なものではなく、人それぞれの生活歴、生活環境、年齢、職業、家族構成、地域コミュニティとの結びつきの度合い等によって内容が千差万別であり、およそ基本権の一内容を構成するものと評価することはできない。だからこそ、1審判

決も、これを独自の慰謝料の対象項目として独立して算定するのではなく、1審原告らが主張する事情をも踏まえて、包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当であると判示しているのである。

また、関証人は、「私がふるさと剥奪で問題にしているのはそうではなくて、人々が当たり前にその土地に住んで、生活して、共同性を育んできている、そういうふるさとそのもの、それは、現世代だけじゃなくて、古くからどんどん未来へと受け渡していくなくてはいけないような、そういうものを全て奪ったということに関して、損害がなされていないということを言っているわけです。ですから、財物であるとか避難の慰謝料とは別個にふるさと剥奪慰謝料というものを考えるべきではないかと、それが考え方としては合理的ではないかということです、社会学的な視点から見て。」とも証言する（関尋問調書27頁）。

しかしながら、これもまた内容が極めて不明確であり、法的保護に値する別個独立の権利として認め得る余地のない曖昧模糊とした主張といわざるを得ない。法的保護に値する権利利益として認められ、それが侵害されていると言い得るためには、具体的にどのような内容の権利なのかが明らかにされて、それと各種財産的損害（財物損害、営業損害、生命身体的損害、住居確保損害等）に対する賠償との補完関係がどのように位置付けられるのかが過去の裁判例等に照らして明確にされなければならない。

この点、本件訴訟と同種事案について判断した東京地裁平成31年3月27日判決は、被侵害利益について、「自ら生活の本拠として定めた土地において、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに、平穏に生活する利益」と判断し、同じく、福島地裁平成29年10月10日判決（判時2356号3頁）においても、本件事故における被侵害法益を「平穏生活権」とした上で、「故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆく

という、人の全人格的な生活（原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。」として、1審被告の支払った日常生活阻害慰謝料がこれに充てられるものとして、支払額を超える「損害」があるかどうかが判断されているが、これらの判示からしても、「故郷剥奪による被侵害利益」には「自らの生活の本拠として定めた土地を追われることがないこと」に関する利益も含まれ、また、かかる利益を含むものとして1審被告からの日常生活阻害慰謝料の支払いがなされているとみるべきである。

関証人が故郷すなわち人と自然とのつながり、人と人とのかかわり、その永続性や持続性への願いとが三位一体となった場所と主張する概念は、1審原告らの地域社会との結びつきを前提とするものと解されるところ、地域社会との結びつきは、既に「自らの生活の本拠として定めた土地を追われることなく、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに平穏な生活を送る人格的利益」において評価されているものであって、上記平穏な日常生活を送る法的に保護された権利利益を超えて、さらにこれとは別個独立に法的保護に値する独自の権利とみなす合理的な理由はないというべきである。

2 これまでの賠償実績が度外視されていること

関証人の意見書及び証人尋問における証言において最も問題なのは、過去の1審被告からの1審原告らに対する賠償実績が全く考慮されていないということである。

上記第1で論じたとおり、関証人の主張の根幹をなすのは1審判決の認容額が低額であるという点である。そこが本件の最大の争点である。

それにもかかわらず、関意見書や証人尋問においては、過去の賠償実績の点が一切捨象されているのである。あるいは、意図的に言及を回避しているものとも言える。それはなぜか。過去の賠償実績という最も重要な点を考慮に入れてしまうと、関証人の意見の正当性が根幹から揺らぐからで

ある。主張の正当性を維持し得ないからである。

関証人は、1審判決をして、「権利の縮減をもたらした」「故郷に象徴される権利の重大性を低く見積もるという事態に陥ってしまった」「故郷剥奪にかかる慰謝料額は低額に抑えられ、故郷がほとんど無価値なものとされている」と批判する。

しかしながら、その一方で、1審被告が1審原告らに賠償してきた実績を一切考慮しようとしている。それまでの1審被告による賠償実績を的確に把握することなくして認容された賠償額が低額であるかどうかを判断することはできない。

本件事案における最大の争点は、原告らの慰謝料について、1審被告がこれまでに1審原告らに支払ってきた損害賠償金では賄いきれない損害がなお1審原告らに存在するかどうかという点である。それを1審原告らは、故郷喪失・変容慰謝料という建て付けで主張を構成し、1審判決を批判してきているのである。しかしながら、1審判決は、故郷喪失・変容慰謝料の考え方自体を否定しているものではない。上記第2記載のとおり、1審判決は、「原告らに生じた被害の実態について、これを故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とに区分してそれぞれの額を積算することのはずともかくとしても、原告らが指摘する各要素を分類して考慮することは、その被害の実態を分析し、把握するための視点として有意義である」と判断して、これを総合考慮した上で慰謝料を算定しているのである。関証人が言うところの故郷剥奪という事象を排除しているものではないのである。本控訴審においても、問題の最大の本質は、関証人が証言している故郷剥奪なる事象を考慮して、1審被告らが賠償してきた慰謝料額や財産的損害の賠償を踏まえても、なお1審原告ら個々人に賄いきれない精神的損害が存在するかどうかという点である。もし、関証人が1審被告らの賠償実績を一切考慮しないと強弁するのであれば、それはもはや訴訟上意味を持たない。

この点、証人尋問において、1審被告代理人が質問をしたところ、関証

人は以下のとおり回答して、問題の所在を意図的に回避した。

質問 今申し上げたような、物的な損害について賠償されないと精神的な損害が強まるという部分もあるかと思うんですが、ふるさと喪失の慰謝料の算定のときの考え方なんですが、東電は、第1審原告らのうち、ある世帯に対しては、3億円ぐらいの金額を賠償額として支払済みなんですね。こういう金額を支払済みであるという事実は、ふるさと喪失慰謝料の額に影響するんでしょうか。それとも、既に支払済みの賠償額は考慮せずに、これとは別にふるさと剥奪慰謝料というものが算定されるんですかね。

回答 金額だけ言われてもなかなか難しいと思いますけれども、今まで東京電力が支払ってきたというのは、避難に関わる形式的な部分とか、あるいは、避難生活中の精神的なものとか、あるいは、実際に、本当は売り物ではなくて、自分の代から次の代に渡していくべき財産を現金化したときの価値を賠償金という形で支払っているというのは存じ上げておりますが、私がふるさと剥奪で問題にしているのはそうではなくて、人々が当たり前にその土地に住んで、生活して、共同性を育んでいきている、そういうふるさとそのもの、それは、現世代だけじゃなくて、古くからどんどん未来へと受け渡していくかなくてはいけないような、そういうものの全てを奪ったということに関して、損害がなされていないということを言っているわけです。ですから、財物であるとか避難の慰謝料とは別個にふるさと剥奪慰謝料というものを考えるべきではないかと、それが考え方としては合理的ではないかということです。

(以上、関尋問調書27頁)

上記引用のとおり、関証人は、本件事案の最大の問題点である既に賠償済みの賠償金額の問題を真っ向から受け止め、それを克服するために主張

を展開するのではなく、賠償金額のことは「なかなか難しい」とはぐらかせて、現実の賠償額の問題を棚に上げて、故郷剥奪が別個独立に賠償されるべきであると議論を意図的にすり替えているのである。

仮に、関証人が故郷剥奪が別個独立に賠償されるべきであると主張するのであれば、“地域の結びつきが剥奪された（共同性が剥奪された）”という抽象論を振りかざしつつ「値付けが難しい」と主張するに留めるではなく、「地域社会との結びつき」という抽象的概念の具体化を試みて、それが既払金の中で考慮されているか否かを具体的に検討すべきである。なぜなら、本件における被害に係る訴訟物（損害賠償請求権）は1つと考えられ、支払項目にかかわらず充当は認められるもので、仮に一部でも請求原因を認めるのであれば、財産的損害項目に対する支払も含めた「総額」として支払い状況を見た上で未払い額を算定する必要があるからである（それがなされなければ、審理不尽というべきである。）。

しかしながら、関証人は「地域社会との結びつき」という抽象的概念の具体化を試みることもしていないし、それが既払金の中で考慮されているか否かを具体的に検討することもしていない。

この点、関証人が「ふるさと」を構成する3つの要素についてそれぞれ検討すると、①「人と自然とのつながり」については、山菜採りや魚釣りができなくなったこと、自然豊かな環境で過ごせなくなったこと等、②「人と人とのかかわり」については、家族別離を強いられたこと、近隣や地域の知人・友人との別離を余儀なくされたこと等、③「その永続性や持続性への願い」については、先祖代々の土地に戻れなくなったこと、愛着のある家や家財を失ったこと、やり甲斐のある職業を喪失したこと等に還元されると解されるところ、そうであるならば、それらに基づく精神的損害の額については、1審被告の賠償した費目及び賠償額全体を見れば十分に考慮されていると認められる。

1審原告らは、1審判決が判示しているとおり、「慰謝料額の認定は裁判所の裁量に属する事実認定の問題である（最高裁昭和35年（オ）第2

41号同38年3月26日第三小法廷判決・裁判集民事65号241頁、最高裁平成元年（オ）第1667号同6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441号参照）」ということを百も承知しているはずである。それでもなお1審原告らが、故郷喪失・変容慰謝料が避難慰謝料とは別個独立に算定されるべきであるとの従来の裁判例に反してまで独自の見解に固執するのは、そしてその主張を関証人が援護するのは、既に1審被告により支払済みの賠償額全体（精神的損害、財産的損害等の賠償総額）を総合的に考慮すれば、1審原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料をも含めて十分に賠償を受けていると理解しているからに他ならない。だからこそ、1審原告ら及び関証人は、「精神的損害」以外の費目に関する賠償額の話題が審理の俎上に上ることを避け、あるいは、「関連性が無い」として反対尋問として顕出されることを防ごうとしてきたと考えられる。

しかしながら、慰謝料額認定のために裁判所が裁量権を行使する際には賠償額全体が直接間接を問わず1審原告らの精神的苦痛の慰謝にどの程度影響を及ぼしたのかということが念頭に置かれなければならない。そして、この点を理論的に乗り越えることなしに主觀的・独善的な意見がなされたとしても、それは専門家証人の見解として有意なものとはいえない。

ここにこそ、本件事案の本質及び関証人の証言の問題点が集約されているのである。

3 関証人の意見が理論的に破綻していること

関証人は、関証人の意見書（甲A第801号証）の89頁において、「8. 故郷剥奪被害の放置が帰結するところ」という表題で、「原告らは避難慰謝料と故郷剥奪慰謝料とを別個のものとして、被害者の人権侵害の深刻さにみあつた賠償額を求めた。だが、地裁判決は、故郷剥奪被害を正面から認定せず、原告らが『中間指針に追従』とハタを出さざるを得ない低額の慰謝料しか算定しなかった。現状の慰謝料の算定に追従することは、どのような意味を持つのだろうか。最後に、低額賠償の潜在的機能

(逆機能)について、2点、指摘しておこう。第1は、低額賠償が原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等によって正当化されているということである。第2は、低額賠償がエネルギー政策に影響を与えていたことである。」と述べている。

しかしながら、そもそも1審被告が中間指針等に基づいて直接請求手続において支払ってきた賠償総額がなぜ低額であると言い切れるのであろうか。なぜ1審判決の認容額が低額であると言い切れるのであろうか。関証人は、その具体的な基準については一切意見書においても証人尋問においても言及を回避しているのである。

上記のとおり、関証人は、「低額賠償」と1審判決を批判しながら、自らは具体的な判断基準（適正な金額）を示すことはなく、それどころか、証人尋問において「もちろん、金銭に換算することができない価値ですでの、金銭に換算することが難しい価値があるということは事実ですけれども、金銭に換算することが難しい価値というものは無価値ではないということが重要です」（関尋問調書17頁）と証言しているのである。

自ら金銭に換算することはできないと言ひながら、なぜ低額賠償であると言い切れるのか全く趣旨不明であり、論理が完全に破綻しているといわざるを得ない。そこに関証人の意見が到底採用し得るものではないということの限界を見て取れる。もし、関証人が主張するとおり、故郷剥奪なるものの慰謝料額を避難慰謝料と別個独立に算定する必要があるというものであれば、そもそも金銭に換算することができない価値ということにはならないはずである。関証人は、故郷剥奪に係る慰謝料と避難慰謝料とを別個独立に算定すべきである旨を繰り返し強調しているが、金銭に換算することができないものを別個独立に算定することなどできるはずがないのである。ましてや、関証人が主張する「ふるさと」なるものは、個々人によって濃淡があり、その内容も千差万別である。だからこそ、1審判決は、「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』の有無や程度、『避難先における著しい日常生活の阻害』の有無や程度を判断するためには、避難前

の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複している。したがって、本件訴訟における慰謝料の額を適切に評価するために「故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当である」と判示しているのである（1審判決書304頁～305頁）。

結局のところ、関証人が強調している故郷剥奪に係る慰謝料というものは、それ自体内容が極めて曖昧不明確なものであり、これを一義的に金額に算定することは到底不可能なものであるから、1審判決が判示するとおり、慰謝料算定の考慮要素として斟酌する以外には方法はないのである。

4 関証人の意見は、1審原告らの代弁に過ぎないこと

関証人の意見は、同人の意見書においても、「陳述書や本人尋問の調書から析出していく」（6頁）、「以上の分析は、福島原発避難訴訟原告団、福島原発被害弁護団の協力を得て、主に避難者訴訟第1陣の陳述書を用いながら行う」（53頁）と論じられているとおり、主張の根拠は全て1審原告らの陳述書や尋問調書に依拠しているものである。すなわち、そこには、1審被告からの反論等は一切考慮されていないのである。だからこそ、前述したとおり、本件事案を判断する上で最も重要な点である1審被告がこれまでに支払ってきた賠償総額のことが完全に捨象されているのである。損害額の算定については値付けが難しいと証言を回避する一方、1審被告による賠償額や原判決の認定額では低額に過ぎると非難している関証人の姿勢からも、関証人の証言が1審原告らに偏ったものであることは明らかである（低額に過ぎると非難するのであれば、関証人の中では“どの程度の金額であれば故郷喪失慰謝料額として適正な水準といえるか”という点で相応の考えが確立されているはずであるが、これを明示す

れば専門家証人ではなく 1 審原告らの代弁者であることがおのずと明らかになってしまうために、敢えて法律の専門家ではないから値付けが難しいという趣旨の証言をしたものと考えられる。）。

したがって関証人の意見は、1 審原告らの代弁と位置付けられるものであり、純粹な学問的見地から紡ぎ出された客観的な指標となるものではない。

5 避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料とは大部分が重なりあうこと

関証人は、「『避難』と『故郷剥奪』は明らかに異なる被害である」と繰り返し強調している（甲 A 第 801 号証・17 頁）。

しかしながら、以下に引用する 1 審判決が判示するように、両者は相互に密接に関連し合い、一部は重複しているというべきものである。

「例えば、原告らは、故郷喪失慰謝料の要素として、③自宅・家族生活の破壊を挙げているが、避難前の生活の破壊の有無や程度を判断するためには、避難前の自宅における家族との生活状況のみならず、原告らが避難後に家族と別居しているのかなどといった避難後の生活状況をも併せて考慮する必要がある。他方、原告らは、避難慰謝料の要素として、④相手方避難所の劣悪な環境、仮設住宅等の不十分な構造、設備・立地、親類宅での遠慮とストレスを挙げ、原告らの多くは、本人尋問において、仮設住宅や借上げ住宅における生活につき、慣れない集合住宅での生活を強いられ、隣室などの生活音に悩まされた旨述べているが、仮設住宅や借上げ住宅における生活阻害の有無や程度を判断するためには、避難後の仮設住宅等における生活状況のみならず、原告らの多くが避難前は広い一軒家に居住していたという避難前の生活状況をも考慮する必要がある。また、原告らは、故郷喪失慰謝料の要素として、⑤職業生活の破壊を挙げ、その内容について、地域社会において長年の努力を積み重ねて構築した仕事の喪失であると説明するが、同様に、職業生活の破壊の有無や程度を判断するためには、避難前の仕事の状況のみならず、避難後の仕事の状況をも考慮す

る必要がある。他方、原告らは、避難慰謝料の要素として、①仕事や生きがいの喪失を挙げ、その内容について、毎日の無為の生活がもたらす疎外感、喪失感であると説明するが、同様に、仕事や生きがいの喪失の有無や程度を判断するためには、避難後の仕事等の状況のみならず、避難前の仕事等の状況をも考慮する必要がある。以上の通り、『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているというべきものである。」

（1審判決書302頁～303頁）。

以上のとおり、避難と故郷剥奪なるものは、相互に密接に関連し合い、重複している。関証人は、「避難と故郷剥奪は同時に始まるため混同されやすい」と述べるが、両者は別物ではなく、同一の損害について、光の当て方や論じる切り口によって見え方が異なるという関係にあるのである。例えば、1審被告は、不動産賠償について、財物としての不動産の時価の賠償のみならず、さらに進んで住居確保のための費用の支払いをしているが、その賠償の有無は、生活の基礎となる住宅の代替的提供を可能とするものであり、単なる財産的損害の補填の意味にとどまらず、避難慰謝料を補完することはもとより、故郷喪失・変容慰謝料をも補完するものである。

6 二重賠償のおそれがあること

関証人は、避難慰謝料とは別に故郷剥奪なる損害を別途賠償すべきである旨を主張するが、前述したとおり、関証人が言うところの故郷剥奪なるものの内容は多義的かつ漠然とした極めて不明確なものであり、避難慰謝料とは別に故郷喪失・変容慰謝料とを算定するとするならば、二重賠償になるおそれが高い。

避難慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料のそれぞれの要素は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているところ、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料の内容を別個のものとして区別することは困難であり、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料とを別個に算定するとすれば、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料で重複する要素、すなわち、避難慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料を基礎付ける同一の事由につき、損害として二重に評価することになるおそれが高い。

この点、上述した東京地裁平成31年3月27日判決は、「原告らは、避難生活及び本件事故後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による慰謝料（慰謝料Ⅰ）と、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料（慰謝料Ⅱ）とを区別した上で、別個に請求しているものであるが、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが同一訴訟物中の損害項目であることは、原告らも自認するところであり、同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目である以上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて算定する必然性はない。また、実質的に考えても、例えば、本件事故前住居地において行なっていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによって発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによるものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによって離散を余儀なくされたことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱとは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある」（東京地裁判決128頁以下）と判示している。

第4 最後に

関証人は、避難と故郷剥奪とは明白に異なるものであり、避難慰謝料とは別に故郷剥奪慰謝料が独立して評価算定されるべきであると主張する。

しかしながら、一個の加害行為による損害項目が複数にわたる場合でも、それらは実体法上同一の請求権の細目に過ぎない。同一不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償請求権は一個であるとする最高裁判例（昭和48年4月5日民集27巻3号419号）からも明らかのように、実務上も、費目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（同最判に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）458頁）参照）。

また、一般に、生活の本拠である生活の本拠である自宅の土地建物を不法行為により侵害されたケースであっても、財産自体の対価が十分に賠償される場合には、通常それを超えて自宅を失ったことに伴う「精神的損害」については固有の金銭評価を行わない（最判昭和42年4月27日民集87号305頁、東京地判平成25年9月20日D1-Law文献番号29026388）とされており、「財産的侵害の場合には、一般には、精神的損害は財産的損害の裏に隠れており、財産的損害が賠償されれば精神的損害もいちおう回復されると見るべきであって、法律的に言えば、財産的損害の場合に通常生ずべき損害は財産的損害だということになる」

（乙A40〔加藤一郎『不法行為〔増補版〕』230頁（有斐閣、1974年）〕）と解されている。この場合、慰謝料は、あくまで、その補完的機能・調整的機能として、「一般的には、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（乙A41〔窪田充見『新注釈民法（15）債権（8）』880頁（有斐閣、平成29年）〕）と評価されている。たとえば生活の基盤である土地建物に損害があったとか、その他思い入れのある財産に損害があった場合に一定の

精神的苦痛を伴うことがあったとしても、そのような精神的苦痛について必ずしも経済的な損失の補填と別に賠償しなければならないということにはならない。

以上のとおり、関証人の意見は、1審原告らの心情を代弁するものに過ぎず、その心情的な側面を1審被告としては完全に否定するものではないが、損害賠償の法理論的には完全に破綻・矛盾しているものであり、畢竟独自の見解といわざるを得ず、およそ採用し得るものではない。

以上